

盛土規制法に関する規制区域の候補区域について

◆要旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨による土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法は宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)に抜本的に改正され、令和5年5月に施行されました。

本市では、改正に伴い「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」の指定を進めており、この度、規制区域の候補区域を作成しました。

◆規制区域の指定

旧法により、昭和43年に大野川より西側の約108km²の丘陵地帯が宅地造成工事規制区域として指定されています。改正に伴い、盛土等に伴う災害が発生するリスクがあるエリアを改めて規制区域として指定します。

◆規制区域の範囲

国が定めた基礎調査実施要領(規制区域指定編)および同解説に基づき調査したところ、本市全域が宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の候補区域になりました。

◆規制区域の指定予定

令和7年5月

◆規制対象の範囲

本市では、次の盛土等の工事を行う場合に許可が必要になります。

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの
イメージ図		

規制区域のイメージ図

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

